

平成27年度応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

同一生計家族と年間総収入額及び所得証明等について

A 同一生計家族

財布を一緒にして生活している家族をいい、必ずしも同居しているか否かだけで判断しません。

たとえば、親子が同一の家屋に住んでいたとしても、いわゆる二世帯住宅で、一階には親である老夫婦が、二階には息子夫婦と孫が暮らし、食事や家計費を親子で完全に分けて生活しているならば、老夫婦と息子夫婦は同一生計家族になりません。(同一生計家族となる祖父母が年金受給者の場合は、祖父母それぞれの年金年間受給額を年間総収入額欄へ記入し、所得証明として年金の源泉徴収票等の添付が必要となります。)

逆に、成人して家を出て働いている子が、収入の少ない親へ定期的に仕送りしてその生活を補助していれば、子と親は同一生計家族とみなします。

B 年間総収入額と所得証明

当財団で把握したい年間総収入額は、平成27年の一年分です。

しかし、平成27年分の収入を把握する事が非常に困難なため、会社勤めや自事業者は、前年(平成26年)と同じ会社に勤めて同じ給料を受ける、同じ事業を行い同じ収入を得ると仮定し、前年(平成26年)の「源泉徴収票」や所得の「確定申告書」の所得証明書を求めています。

したがって、所得者の状況が前年(平成26年1～12月の一年間)と異なる場合(生活保護世帯、死亡した、失業した、定年退職した、事業を廃業した、前年途中又は今年から働いた、今年から事業を開始した等)は、平成27年の一年分の収入を予測して記入しますので、年間総収入額欄への記入金額及び所得証明添付には、下記の点に留意下さい。

① 生活保護世帯

今年1年間の生活保護費受給額(予定額)がわかるもの。

(例：今年の保護変更決定通知書写し全部)

② 死亡した場合

遺族年金を受給している場合は、今年の年間受給額と年金証書等の写

③ 失業した場合

雇用保険を受給している場合：今年の年間受給額と雇用保険受給資格者証等の写

雇用保険を受給していない場合：勤務先欄へ「求職中」と記入
平成27年1月から失業するまでに収入がある場合は今年（平成27年分）の「源泉徴収票」又は所得が分かるもの

④ 会社等を定年退職した場合

退職月までの給与総額及び今年受給年金見込み額と、給与の受給総額を証明する資料（源泉徴収票や給料支給明細等）及び年金証書等の写

⑤ 事業を廃業した場合

勤務先欄へ「自事業廃業」と記入。今年の年間総収入額と所得がわかる場合は、その金額を記入。不明の場合は、年間総収入額欄へ“0”を記入

なお、税務署へ廃業を届出ている場合は「事業開業・廃業等届出書」の写しを添付
廃業後就職した場合は、2段に目にその勤務先や今年の給料総額予想額を記入

⑥ 今年から働いた場合（前年に途中で入社した場合も同じです。）

今年の年収見込み額（総額）と、その証明書（勤務先等）

勤務先より証明書を貰えない場合は、自分で今年の年収見込み額を給料明細書等から計算し、その給料明細書等を添付

計算例：平成27年2月就職

2～4月までの給料総額の合計750,000円の場合

$750,000 \text{円} \div 3 \text{ヶ月} \times 11 \text{ヶ月} = 2,750,000 \text{円}$

⑦ 今年から事業を始めた場合

勤務先欄へ「事業名」と所得の種類欄へ「今年開業」と記入し、税務署への「事業開業・廃業等届出書」の写しを添付。年間総収入額は、“0”を記入

なお、税務署へ届出していない場合は、空欄へその旨記入する事。

⑧ 自事業者で、配偶者等へ専従者給与を支払っている場合のその配偶者等が同一生計家族の場合、その専従者給与は年間総収入額欄へ記入する必要があります。

⑨ 児童扶養手当（特別児童扶養手当含）及び児童手当の受給者はそれらの合計額を記入し通知書等の写を添付。

C 市町村発行の課税証明書及び非課税証明書について

所得証明として使用できません。

従って、源泉徴収票か所得税確定申告書の写しを、所得証明として添付して下さい。

（理由）

当財団の奨学金申込時期において、市町村発行の課税証明書及び非課税証明書に記載されている金額は、2年前の金額で、当財団が求める前年の金額でないため。

（税務署からの所得通知時期の関係で、市町村の処理が6月にずれ込むため。）

以上